

## 資料 3

### 青森県立保健大学との単位互換科目について【大学院】

#### ◆ 2022年度 青森県立保健大学大学院が本学へ提供する科目

科目名	単位数	配当年次	備考
社会福祉学研究特論Ⅱ (制度・政策研究)	2	1年春	
社会福祉学研究特論Ⅲ (ソーシャルワーク研究)	2	1年春	
社会福祉学特論Ⅲ (高齢者福祉特論、地域包括ケア特論)	4	1年秋	
社会福祉学特論Ⅴ (医療福祉、精神障害者福祉特論)	4	2年春	

#### ◆ 2022年度 本学が青森県立保健大学大学院へ提供する科目

科目名	単位数	配当年次	備考
統計学特論	2	1・2年春	
公共経営論特論	2	1・2年春	
地域経営論特論	2	1・2年秋	

#### 《履修手続きについて》

履修希望者は4月12日（火）の履修登録期限日までに、履修登録票に科目名と単位数を記入のうえ、事務局まで提出してください。

#### 《留意事項》

両大学とも正規の大学院生が履修せず非開講となる科目は受講できません。

# 青森公立大学と青森県立保健大学との 単位互換に関する協定書

(授業料)

第7条 受入れを許可された特別聴講学生の授業料は、徴収しないこととする。

## 記

(施設・設備の利用)

第8条 両大学は、特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

青森公立大学及び青森県立保健大学は、相互の協力交流を通じ教育課程の充実を図ることともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を目的として、下記により単位互換を行うことに合意する。

## (科目履修の方法)

第9条 特別聴講学生の科目履修の方法は、原則として受入れ大学の定めるところによる。

## 記

(成績の評価)

第10条 特別聴講学生の成績評価については、受入れ大学の定めるところによりこれを評価し、所属大学に所定の時期までに報告する。

第11条 所属大学は、受入れ大学の報告に基づき、所属大学の定めるところにより単位を認定する。

## (受入れ)

第1条 青森公立大学に在学する学生が、青森県立保健大学の授業科目的履修及び単位の修得を希望するときは、青森県立保健大学長は、当該学生を受け入れるものとする。

2 青森県立保健大学に在学する学生が、青森公立大学の授業科目的履修及び単位の修得を希望するときは、青森公立大学長は、当該学生を受け入れるものとする。

## (特別聴講学生)

第2条 前条の規定により受け入れた学生は、「特別聴講学生」として取り扱うものとする。

## (履修期間)

第3条 特別聴講学生の履修期間は、両大学とも学期毎とする。

## (履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数)

第4条 特別聴講学生が履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、毎年度協議の上定める。

## (相互に受け入れる学生数)

第5条 両大学が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、毎年度協議の上定める。

## (相互の学生受け入れ手続)

第6条 学生の所属する大学（以下「所属大学」という。）は、特別聴講学生を希望する学生を取りまとめ、受講する大学（以下「受入れ大学」という。）に受け入れを依頼する。

2 受入れ大学は、特別聴講学生として受け入れる学生を決定し、所属大学に通知する。

青森公立大学長

佐々木 伸一郎

木村 伸一郎

青森県立保健大学長

木村 伸一郎

平成22年3月25日

第12条 この協定書に基づく単位互換は、平成22年4月1日から実施する。

## (その他)

第13条 この協定書に定めるもののほか、この協定書の改廃その他必要な事項は、別に協議の上定める。